

ケーブルスマホ契約約款

平成27年4月15日現在

株式会社コミュニティネットワークセンター

目次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 ケーブルスマホの種類

- 第4条 ケーブルスマホの種類

第3章 サービス提供区域

- 第5条 サービス提供区域

第4章 契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 契約申込の方法
- 第8条 契約申込の条件
- 第9条 契約申込の承諾
- 第10条 ケーブルスマホの提供開始日
- 第11条 回線識別番号
- 第12条 契約内容の変更
- 第13条 ケーブルスマホ契約者の氏名などの変更の届出
- 第14条 ケーブルスマホの利用の一時中断
- 第15条 ケーブルスマホ契約者の地位の承継
- 第16条 ケーブルスマホの利用権の譲渡の禁止
- 第17条 ケーブルスマホ契約者が行う契約の解約
- 第18条 当社が行う契約の解約

第5章 付加機能

- 第19条 付加機能の提供
- 第20条 付加機能の廃止
- 第21条 ケーブルスマホの利用の一時中断があった場合の取り扱い
- 第22条 地位の承継があった場合の取り扱い

第6章 SIM カードの貸与等

- 第23条 SIM カードの貸与
- 第24条 回線識別番号その他の情報の登録など
- 第25条 SIM カードの情報消去および返還
- 第26条 SIM カードの管理責任

第7章 利用中止および利用停止

- 第27条 利用中止
- 第28条 利用停止
- 第29条 サービスの終了

第8章 自営端末設備の接続等

- 第30条 自営端末設備の接続利用中止
- 第31条 自営端末設備に異常がある場合等の検査利用停止
- 第32条 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
- 第33条 自営端末設備の電波法に基づく検査

第9章 自営電気通信設備の接続等

- 第34条 自営電気通信設備の接続自営端末設備の接続利用中止
- 第35条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査利用停止
- 第36条 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
- 第37条 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

第10章 通信

- 第38条 通信の種類
- 第39条 ケーブルスマホ契約者回線との間の通信
- 第40条 通信速度
- 第41条 相互接続に伴う通信
- 第42条 インターネット接続サービスの利用
- 第43条 国際電話の取り扱い通信利用の制限
- 第44条 外国における取り扱い制限
- 第45条 通信の利用を制限する措置
- 第46条 通信時間等の測定等

第11章 料金など

第1節 料金

- 第47条 料金および工事費

第2節 料金などの支払義務

- 第48条 基本使用料および付加機能利用料の支払義務
- 第49条 通話料の支払義務
- 第50条 最低利用期間
- 第51条 手続きに関する料金の支払義務
- 第52条 ユニバーサルサービス料の支払義務
- 第53条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算および支払い

第54条 料金の計算および支払い

第4節 割増金および延滞利息

第55条 割増金

第56条 延滞利息

第5節 債権の譲渡

第57条 ケーブルスマホに係る債権の譲渡

第12章 保守

第58条 当社の維持責任

第59条 ケーブルスマホ契約者の維持責任

第60条 ケーブルスマホ契約者の切分責任

第61条 修理または復旧

第13章 損害賠償

第62条 責任の制限

第63条 免責

第14章 雑則

第64条 承諾の限界

第65条 ケーブルスマホ契約者の義務またはケーブルスマホ利用の要件

第66条 端末設備の持込み

第67条 個人情報

第68条 法令に定める事項

第69条 専属的合意管轄裁判所

第70条 準拠法

料金表

通 則

別 紙

別 記

附 則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社コミュニティネットワークセンター（以下「当社」といいます。）は、ケーブルスマホ契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりケーブルスマホを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に定める変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ドコモ通信網	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を使用して行う電気通信サービスであって、NTTドコモ株式会社（以下「ドコモ」といいます。）及び株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）（ドコモとIIJを総称して「ドコモ等」といいます。）が提供するもの
ケーブルスマホ	ドコモ通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するサービス
ケーブルスマホ契約	当社からケーブルスマホの提供を受けるための契約
利用権	約款に基づき当社からケーブルスマホの提供を受ける権利
ケーブルスマホ契約者	当社とケーブルスマホの提供に係る契約を締結している者
移動無線装置	ケーブルスマホに係る契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り又は受けるためのドコモ等の電気通信設備であって、当社に提供されるもの
ケーブルスマホ契約者回線	ケーブルスマホに係る契約に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	ケーブルスマホ契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成16年総務省令第15号)第3条に規定する種類の端末装備の機器
自営端末設備	ケーブルスマホ契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(以下「事業法」といいます。)第10条第1項の規定に基づき登録を受けた者又は事業法第16条第1項に基づき届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であつ

	て、端末設備以外のもの
相互接続点	ドコモとドコモ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(ドコモがドコモ以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
相互接続通信	ケーブルスマホ契約者回線と相互接続点との間の通信
協定事業者	ドコモと相互接続協定を締結している電気通信事業者
SIM カード	ケーブルスマホ契約に基づきケーブルスマホ契約者に貸与される、回線識別番号その他の情報を記録された IC カード
IP アドレス	インターネットプロトコルとして定められているアドレス
回線識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号またはケーブルスマホ契約者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ
ユニバーサルサービス利用料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則(平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 ケーブルスマホの種類

(ケーブルスマホの種類)

第 4 条 ドコモ通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるものとなります。

(1) サービス機能区分

区分	内容
データ通信機能	・インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます。
SMS 機能	・インターネットプロトコルによる相互通信ならびに国内での送受信および国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます。 ・「SMS 機能付き SIM カード」にて提供するサービスを「SMS オプション」といいます。
音声通話機能	・インターネットプロトコルによる相互通信、国内および国外での送受信が可能な SMS 機能ならびに音声通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。 ・「音声通話機能付き SIM カード」にて提供するサービスを「音声オプション」といいます。

(2) SIM カードの形状区分

区分	内容
----	----

標準 SIM	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの

2 ケーブルスマホには、料金表（別紙）に定める品目があります。

第3章 サービス提供区域

（サービス提供区域）

第5条 ケーブルスマホのサービス提供区域は、別記1で定める区域において行うことができるものとします。

第4章 契約

（契約の単位）

第6条 当社は、ケーブルスマホ契約者ごとに1のケーブルスマホ契約を締結します。この場合ケーブルスマホ契約者は、1のケーブルスマホ契約につき1人に限ります。

（契約申込の方法）

第7条 ケーブルスマホの契約の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。

2 ケーブルスマホの申し込みを行う方は、携帯音声通信事業者によるケーブルスマホ契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定に基づき、氏名、住所、生年月日等のケーブルスマホ契約者を特定する情報の確認（同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下「本人確認」といいます。）のために、当社が別に定める書類を提示する必要があります。

（契約申込の条件）

第8条 ケーブルスマホの契約の申込は、以下の各号に該当することを条件とします。

(1) 当社および別記2に定める当社のグループ会社（以下「グループ局」といいます。）の回線を利用した有線放送サービスおよびインターネット接続サービスならびにケーブルプラス電話サービスのいずれかに加入し、そのサービスの料金の支払いのための口座もしくはクレジットカード番号を登録されている方。

(2) 前号に該当する方と、同一住所の方。

2 前項の規定に関わらず、申込者は満20歳以上に限るものとします。

（契約申込の承諾）

第9条 当社は、ケーブルスマホ契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査の上これを承諾するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みの承諾の延期もしくは承諾しないことがあります。

(1) 第7条（契約申込の方法）に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。

(2) 第7条（契約申込の方法）第2項において、本人確認ができないとき。

(3) 第7条（契約申込の条件）に該当しないとき。

(4) ケーブルスマホ契約の申込者がケーブルスマホの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(5) ケーブルスマホ契約の申込者が、申し込みより以前に第28条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、ケーブルスマホの利用を停止されたことがある、またはケーブルスマホ契約の解約を受けたことがあるとき。

(6) ケーブルスマホ契約の申込者が、グループ局の提供するサービスの利用を停止されたことがある、またはそのサービスに係る契約の解約を受けたことがあるとき。

(7) 第 65 条（ケーブルスマホ契約者の義務またはケーブルスマホ利用の要件）の規定に違反するおそれがあるとき。

(8) ケーブルスマホ契約者が申し込みをした音声付きプランの回線数が、当社と同時に契約しているケーブルスマホ契約を含め、合計が 6 以上であるとき。

(9) 申込者が指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。

(10) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（ケーブルスマホの提供開始日）

第 10 条 第 9 条（契約申込の承諾）にて契約申込の承諾後、当社が指定した日を提供開始日とします。提供開始日は別途書面等でケーブルスマホ契約者に通知します。

（回線識別番号）

第 11 条 ケーブルスマホの回線識別番号は、当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カードごとに設定する一意の番号をいいます。なお、その回線識別番号については、ケーブルスマホ契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ケーブルスマホの回線識別番号を変更することがあります。

3 当社は、ケーブルスマホの回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことをケーブルスマホ契約者に通知します。

（契約内容の変更）

第 12 条 ケーブルスマホ契約者から以下の各号に定める契約変更の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。この場合の申込事項については、そのケーブルスマホ契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているケーブルスマホに準じて取り扱います。

(1) 当社が別に定める態様により、ケーブルスマホ契約を解除すると同時に新たにケーブルスマホ契約を締結する場合

(2) (1) を除く契約内容の変更の場合

2 前項第 1 号の申出があったときは、当社は、現に提供しているケーブルスマホ契約の解除について、第 17 条（ケーブルスマホ契約者が行う契約の解約）の規定の通知があったものとみなして取り扱います。

3 前 2 項の届出があったときは、当社は、第 7 条（契約申込の方法）および第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申し込みを行う方」は「ケーブルスマホ契約者」と読み替えるものとします。

4 第 1 項の変更の手続きは、申し込みを受け付けてから一定期間後に完了します。この場合において、変更の手続き請求を受け付けてから手続き完了までの間、ケーブルスマホ契約者が SIM カード利用不能の状態にかかわらず、料金表（別紙）に定めるケーブルスマホの利用料金は発生します。

（ケーブルスマホ契約者の氏名などの変更の届出）

第 13 条 ケーブルスマホ契約者は、氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 前 2 項の届出があったときは、当社は、第 7 条（契約申込の方法）および第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申し込みを行う方」は「ケーブルスマホ契約者」と読み替えるものとします。

(ケーブルスマホの利用の一時中断)

第14条 当社は、ケーブルスマホ契約者からSIMカードの盗難・紛失その他事由によりケーブルスマホの回線ごとに利用の一時中断（その回線識別番号を他に転用することなくケーブルスマホを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）の請求があったときは、当社所定の方法により行うものとします。

2 前項に基づき、利用の一時中断を受けたケーブルスマホ契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。

3 ケーブルスマホの利用の一時中断があっても、料金表（別紙）に定めるケーブルスマホの利用料金は発生しませんが、

4 ケーブルスマホの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定期間後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、ケーブルスマホ契約者による利用であるか否かにかかわらず、ケーブルスマホ契約者の負担とします。

(ケーブルスマホ契約者の地位の承継)

第15条 相続または法人の合併若しくは会社分割によりケーブルスマホ契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるものおよび当社がケーブルスマホ契約者の地位を承認した者（以下「承継人」といいます。）の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、承継人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その承継人のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 前3項の届出があったときは、当社は、第7条（契約申込の方法）および第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申込」とあるのは「承継の請求」と、「申し込みを行う方」は「承継人」と読み替えるものとします。

(ケーブルスマホの利用権の譲渡の禁止)

第16条 ケーブルスマホに係る利用権（ケーブルスマホ契約者がケーブルスマホ契約に基づいてケーブルスマホの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

(ケーブルスマホ契約者が行う契約の解約)

第17条 ケーブルスマホ契約者は、ケーブルスマホの契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により届け出ていただきます。

(当社が行う契約の解約)

第18条 当社は第8条（契約申込の条件）に該当しなくなった場合、ケーブルスマホ契約を解約します。

2 当社は、第28条（利用停止）の規定によりケーブルスマホの利用を停止されたケーブルスマホ契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのケーブルスマホ契約を解約することがあります。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、ケーブルスマホ契約者が第28条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、ケーブルスマホの利用停止をしないでそのケーブルスマホ契約を解約することがあります。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、ケーブルスマホ契約者について、破産法または民事再生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのケーブルスマホ契約を解除します。

5 当社は、前4項の規定により、そのケーブルスマホ契約を解約しようとするときは、あらかじめケーブルスマホ契約者にそのことを通知します。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第 19 条 当社は、ケーブルスマホ契約者から付加機能の利用の請求があったときは、料金表（別紙）に定める付加機能を提供します。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（付加機能の廃止）

第 20 条 当社は、その付加機能の提供を受けているケーブルスマホ契約者から、ケーブルスマホ契約の解除または付加機能の廃止の申出があったときは、ケーブルスマホ契約者に提供している付加機能を廃止します。

（ケーブルスマホの利用の一時中断があった場合の取り扱い）

第 21 条 当社は、その付加機能の提供を受けているケーブルスマホ契約者から、ケーブルスマホの利用の一時中断の申出があったときは、付加機能の利用の一時中断（付加機能を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

2 ケーブルスマホの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定期間後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた付加機能利用料は、ケーブルスマホ契約者による利用であるか否かにかかわらず、ケーブルスマホ契約者の負担とします。

3 ケーブルスマホの利用の一時中断があっても、料金表（別紙）に定める付加機能利用料は発生します。

（地位の承継があった場合の取り扱い）

第 22 条 当社は、第 15 条（ケーブルスマホ契約者の地位の承継）があったときは、その付加機能を廃止します。

第 6 章 SIM カードの貸与等

（SIM カードの貸与）

第 23 条 当社は、ケーブルスマホ契約者に対し SIM カードを貸与します。この場合において、貸与する SIM カードの数は、料金表（別紙）に定めるものとします。

2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをケーブルスマホ契約者に通知します。

（回線識別番号その他の情報の登録など）

第 24 条 当社は、次の場合に、当社の貸与する SIM カードに回線識別番号その他の情報の登録等を行います。

（1）SIM カードを貸与するとき。

（2）その他、当社の SIM カードの貸与を受けているケーブルスマホ契約者から、その SIM カードへの回線識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第 11 条（回線識別番号）第 2 項または第 61 条（修理または復旧）の規定により回線識別番号を変更する場合は、回線識別番号その他の情報の登録等を行います。

（SIM カードの情報消去および返還）

第 25 条 当社の SIM カードの貸与を受けているケーブルスマホ契約者は、以下の各号に該当する場合、その SIM カードを当社が別に定める方法により、当社へ速やかに返還していただきます。

（1）第 17 条（ケーブルスマホ契約が行う契約の解約）、第 18 条（当社が行う契約の解約）の規定により解約した場合

（2）シェアプランからシングルプランへ変更した場合

（3）シェアプランにおける回線解約等により SIM カードを利用しなくなった場合。

（4）第 4 条（ケーブルスマホの種類）に定める SIM カードの形状区分を変更した場合。

（5）第 4 条（ケーブルスマホの種類）に定めるサービス機能区分を変更した場合。

（6）その他、SIM カードを利用しなくなったとき。

2 ケーブルスマホ契約者が SIM カードを当社に返還する際にケーブルスマホ契約者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから 1 カ月以内にケーブルスマホ契

約者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。(ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。)

3 前項の規定によるほか、第23条(SIMカードの貸与)第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、ケーブルスマホ契約者は、変更前のSIMカードを返還するものとします。

(SIMカードの管理責任)

第26条 当社のSIMカードの貸与を受けているケーブルスマホ契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 当社のSIMカードの貸与を受けているケーブルスマホ契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または破損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードについて、ケーブルスマホ契約者以外への販売、譲渡その他の処分をすることはできません。

4 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けているケーブルスマホ契約者が利用したものとみなして取り扱います。

5 当社は、SIMカードの盗難、紛失または破損に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。

6 ケーブルスマホ契約者は、当社の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他SIMカードとしての通常の用途以外の使用することはできません。

第7章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、ケーブルスマホの利用を中止することがあります。

(1) 当社またはドコモ等の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。

(2) ドコモ等の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくはドコモ等と当社との間で締結される契約の規定に基づく、ケーブルスマホの利用に制限が生じたとき。

(3) 第45条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に定める場合のほか、当社は、そのケーブルスマホ契約者回線について、その料金月におけるケーブルスマホの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にケーブルスマホの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3 当社は、本条の規定によりケーブルスマホの利用を中止するときは、あらかじめその理由をケーブルスマホ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 当社は、本条の規定によるケーブルスマホの利用の中止について、ケーブルスマホ契約者の利用に何らかの不利が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(利用停止)

第28条 当社は、ケーブルスマホ契約者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間(ケーブルスマホの料金その他の債務を支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号は第5号の規定に該当するときは、当社がケーブルスマホ契約者等の本人確認のための書類を、当社に提出していただくまでの間)、そのケーブルスマホの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であっても、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)

(2) ケーブルスマホに係る契約の申し込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) ケーブルスマホ契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のケーブルスマホに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(4) ケーブルスマホ契約者が、グループ局の回線を利用して提供する有線放送サービスおよびインターネット接続サービスならびにケーブルプラス電話サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の

債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5) 第7条(契約申込の方法)第2項の規定に違反したとき。

(6) ケーブルスマホ契約者がそのケーブルスマホまたは当社と契約を締結している他のケーブルスマホの利用において第65条(ケーブルスマホ契約者の義務またはケーブルスマホ利用の要件)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(7) ケーブルスマホ契約者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(8) 第30条(自営端末設備の接続)乃至第37条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等(別記3に定める技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備のケーブルスマホ契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(9) 支払手段として指定されているクレジットカードを使用することができなくなったとき。

3 本条の規定によるケーブルスマホの利用の停止があっても、料金表(別紙)に定めるケーブルスマホの利用料金が発生します。

4 当社は、本条の規定によりケーブルスマホの利用を停止するときは、あらかじめその理由をケーブルスマホ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 当社は、本条の規定によるケーブルスマホの利用の停止について、ケーブルスマホ契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(サービスの終了)

第29条 当社は、次の場合には、ケーブルスマホを終了することがあります。

(1) 安定したケーブルスマホの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。

(2) 当社が提供する他のサービスに伴い、ケーブルスマホの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。

(3) 経営上、技術上などの理由によりケーブルスマホが適正かつ正常な提供ができなくなりケーブルスマホの運営が事実上不可能になったとき。

(4) その他の理由でケーブルスマホが提供できなくなったとき。

2 当社は、本条の規定によりケーブルスマホを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを終了する時期などをケーブルスマホ契約者に通知します。

3 当社は、本条の規定によるケーブルスマホの終了について、ケーブルスマホ契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第8章 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第30条 ケーブルスマホ契約者は、そのケーブルスマホ契約者回線に、又はそのケーブルスマホ契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備(移動無線装置にあっては、ドコモ等が無線局の免許を受けることができるものおよびケーブルスマホ契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、当社にその接続の請求をしていただきます。

この場合において、事業法第53条第1項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器、別記3に定める技術基準および技術的条件に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その自営端末設備が、電波法に定める無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合しないとき。

(2) その接続が別記3に定める技術基準および技術的条件に適合しないとき。

(3) その接続が事業法施行規則第31条に定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第1号の技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 事業法第 53 条第 1 項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項に定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社もしくはドコモ等の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 ケーブルスマホ契約者がその自営端末設備を変更したときについても、当社は、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 ケーブルスマホ契約者は、そのケーブルスマホ契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第 31 条 当社は、ケーブルスマホ契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ケーブルスマホ契約者に、その自営端末設備の接続が別記 3 に定める技術基準および技術的条件に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ケーブルスマホ契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、ケーブルスマホ契約者は、その自営端末設備のケーブルスマホ契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第 32 条 ケーブルスマホ契約者は、そのケーブルスマホ契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条および次条において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ケーブルスマホ契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、ケーブルスマホ契約者は、その自営端末設備のケーブルスマホ契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第 33 条 前条に定める検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項および第 3 項の規定に準ずるものとします。

第 9 章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第 34 条 ケーブルスマホ契約者は、そのケーブルスマホ契約者回線に、又はそのケーブルスマホ契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、ドコモ等が無線局の免許を受けることができるものおよびケーブルスマホ契約者回線に接続することができるものに限り。）を接続するときは、当社所定の書面により当社にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別記 3 に定める技術基準および技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続により当社もしくはドコモ等の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が前項第 1 号の技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社もしくはドコモ等の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 ケーブルスマホ契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱

います。

6 ケーブルスマホ契約者は、そのケーブルスマホ契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第 35 条 ケーブルスマホ契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 31 条 (自営端末設備に異常がある場合等の検査) の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第 36 条 自営電気通信設備 (移動無線装置に限ります。) について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第 32 条 (自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い) の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第 37 条 自営電気通信設備 (移動無線装置に限ります。) の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては第 33 条 (自営端末設備の電波法に基づく検査) の規定に準ずるものとします。

第 10 章 通信

(通信の種類)

第 38 条 通信には、ドコモが定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款において通信の種類等として定められた種類があります。

(ケーブルスマホ契約者回線との間の通信)

第 39 条 ケーブルスマホ契約者との間の通信は、そのケーブルスマホ契約者に接続されている移動無線装置が別記 1 で定めるサービス提供区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス提供区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(通信速度)

第 40 条 当社がケーブルスマホで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、ケーブルスマホ契約者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、ケーブルスマホ契約者はあらかじめ承諾するものとします。2 ケーブルスマホの通信速度は、高速通信時は下り最大 150Mbps、上り最大 50Mbps となり、低速通信時は最大 200kbps となります。なお、お客様がご利用されるエリアによって、最大通信速度は異なります。

3 ケーブルスマホ契約者が、料金表 (別紙) に定めた 1 ヶ月で利用可能な通信量 (追加クーポンによる通信量を追加した場合も含む) を超過した場合は、低速通信時の速度となります。

4 低速通信時に、当日を含む 3 日間の合計データ通信量が一定量を超えた場合、ケーブルスマホ契約者回線の通信速度を制限する場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第 41 条 相互接続点との間の通信は、ドコモが定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信 (以下「他社相互接続通信」といいます。) 通信は、協定事業者の契約約款および料金表その他の契約等の規定によるものとします。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

(インターネット接続サービスの利用)

第 42 条 ケーブルスマホ契約者は、インターネット接続サービス（パケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社はインターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(国際通話の取り扱い)

第 43 条 国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

(外国における取り扱い制限)

第 44 条 国際通話の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(通信利用の制限等)

第 45 条 当社またはドコモ等は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供しているケーブルスマホ以外のものによる通信の利用および特定の相互接続点への通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 4 基準に該当する新聞社などの機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

2 当社は、前項の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断したまたは代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備（ドコモ等の電気通信設備を含みます。）に所定の登録を行った端末設備がケーブルスマホ契約者回線に接続された場合、そのケーブルスマホ契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

3 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する、児童ポルノアドレスリストにおいて指定された接続先との間の通信を制限する措置をとることがあります。

4 前 3 項の規定による場合のほか、当社は、ケーブルスマホ契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制

限または切断を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域のケーブルスマホ契約者および特定のケーブルスマホ契約者の通信を制限すること。

(2) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難な場合に、その通信を切断すること。

(3) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断した場合に、その通信を切断すること。

(4) 当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を制限すること。

5 当社は、本条の規定による通信利用の制限について、ケーブルスマホ契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(通信時間等の測定等)

第 46 条 通信時間（通話時間を含む。以下同じとします。）、情報量および通信回数（通話回数を含む。以下同じとします。）の測定等については、当社が別途定めるところによります。

第 11 章 料金など

第 1 節 料金

(料金および工事費)

第 47 条 ケーブルスマホの料金は、料金表（別紙）に定める基本使用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、MNP に係る電話番号の取り扱いに関する料金とします。

2 ケーブルスマホの工事に関する費用は、料金表（別紙）に定める工事費とします。

第 2 節 料金などの支払義務

(基本使用料および付加機能利用料の支払義務)

第 48 条 ケーブルスマホ契約者は、その契約に基づいて当社がケーブルスマホ契約者回線の提供を開始した日から起算して第 17 条（ケーブルスマホ契約者が行う契約の解約）、18 条（当社が行う契約の解約）による契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日までの期間について、料金表（別紙）に定める料金の支払いを要します。ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断などによりケーブルスマホを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、ケーブルスマホ契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、ケーブルスマホ契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、ケーブルスマホ契約者は、次の場合を除き、ケーブルスマホを利用できなかった期間中の基本使用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
ケーブルスマホ契約者の責めによらない理由によりそのケーブルスマホを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのケーブルスマホについての基本使用料

3 前項の規定にかかわらず、ケーブルスマホ契約者は、料金表（別紙）に定める海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表（別紙）に定める料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料および付加機能利用料の日割については、料金表に定めるところによります。

(通話料の支払義務)

第 49 条 ケーブルスマホ契約者は、そのケーブルスマホ契約者回線からの通話（そのケーブルスマホ契約者回線のケーブルスマホ契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が別途定める方法により測定した通話時間または通話回数と料金表（別紙）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 ケーブルスマホの解約、音声付きプランの解約または SMS オプションの解約にかかわらず、音声通話機能および SMS 機能の利用が確認された場合、その利用に係る料金額の支払を要します。

(最低利用期間)

第 50 条 当社は、ケーブルスマホには料金表（別紙）に定めるところによりケーブルスマホ契約の最低利用期間があります。

2 ケーブルスマホ契約者は、前項の最低利用期間内にケーブルスマホ契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに料金表（別紙）に定める額を一括して支払うものといたします。

3 当社が別に定める規定に基づきケーブルスマホ契約の申し込みがあり、当社がその契約申込を承諾した場合は、前項の規定は適用しません。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 51 条 ケーブルスマホ契約者は、ケーブルスマホに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表（別紙）に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 52 条 ケーブルスマホ契約者は、その料金月の末日においてケーブルスマホ契約を締結している場合、料金表（別紙）に定める料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、ケーブルスマホ契約者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

(工事費の支払義務)

第 53 条 ケーブルスマホ契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表（別紙）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除またはその請求の取り消し（以下この条において「解除など」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、すでにその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除などがあった場合は、前項の規定にかかわらず、ケーブルスマホ契約者は、その工事に関して解除などがあったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第 3 節 料金の計算および支払い

(料金の計算および支払い)

第 54 条 料金の計算方法ならびに料金および工事費の支払方法は、料金表（別紙）定めるところによります。

第 4 節 割増金および延滞利息

(割増金)

第 55 条 ケーブルスマホ契約者は、料金または工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 56 条 ケーブルスマホ契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 5 節 債権の譲渡

（ケーブルスマホに係る債権の譲渡等）

第 57 条 ケーブルスマホ契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社がグループ局に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社およびグループ局は、ケーブルスマホ契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定により譲渡する債権に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、そのグループ局が別に定めるケーブルスマホ提供に伴う請求等に関する規約に定めるところによります。

第 12 章 保守

（当社の維持責任）

第 58 条 当社は、ケーブルスマホを提供するための電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

（ケーブルスマホ契約者の維持責任）

第 59 条 ケーブルスマホ契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、別記 3 に定める技術基準および技術的条件などに適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、ケーブルスマホ契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（ケーブルスマホ契約者の切分責任）

第 60 条 ケーブルスマホ契約者は、端末設備または自営電気通信設備がケーブルスマホ契約者回線に接続されている場合であって、ケーブルスマホ契約者回線その他当社またはドコモ等の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、ケーブルスマホ契約者から要請があったときは、当社は別に定める方法により試験を行い、その結果をケーブルスマホ契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社またはドコモ等が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ケーブルスマホ契約者の請求により当社またはドコモ等の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、ケーブルスマホ契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理または復旧）

第 61 条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 号の規定により当社がそれらの機関と

の協議により定めたものに限ります。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記4の基準に該当する新聞社などの機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

3 ドコモ等の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、ドコモ等の提供する電気通信サービスの契約約款で定められたものに準ずるものとします。

4 当社は、当社またはドコモ等の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその回線識別番号を変更することがあります。

第13章 損害賠償

（責任の制限）

第62条 当社は、ケーブルスマホを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのケーブルスマホが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのケーブルスマホ契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ケーブルスマホが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのケーブルスマホに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（1）料金表（別紙）に定める料金

（2）（1）以外に係る料金（当社が別に定める方法により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表（別紙）の規定に準じて取り扱います。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、ケーブルスマホの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側または固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、そのケーブルスマホ契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、ケーブルスマホを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

(免責)

第 63 条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記憶されている内容などが変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 14 章 雑則

(承諾の限界)

第 64 条 当社は、ケーブルスマホ契約者から手続きその他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(ケーブルスマホ契約者の義務又はケーブルスマホ利用の要件)

第 65 条 ケーブルスマホ契約者がケーブルスマホにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。2 ケーブルスマホを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

3 ケーブルスマホ契約者は、音声付きプランの利用に限り、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける携帯電話事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。

4 MNP 転入には、以下の条件が適用されます。

(1) 転入元事業者での契約者の名義と、ケーブルスマホ契約者の名義が同一である必要があります。

(2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期間は発行から 15 日間となります。期限切れの場合は転入元の携帯電話会社に再度発行頂きます。なお、申し込み時には当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要となります。

(3) MNP 手続きの都合上、一定期間、電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続き完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定先に到着するまでの期間）があります。

(4) MNP 手続きは音声付きプランの申し込みと同時である必要があります。

(5) 当社が MNP に係る手続きを行うにあたり、その申出の可否を判断するために、その転入元事業者または転出先事業者との間で、MNP 手続きを行う契約者の氏名、住所、生年月日、当社もしくは転入元事業者が MNP 手続きに必要な番号の規定により発行する番号その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。

5 契約者は、当社が貸与する SIM カード以外の通信手段を用いたケーブルスマホの利用、およびケーブルスマホにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

6 契約者は、当社が貸与する SIM カードに登録されている回線識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去を行ってはならないものとします。

7 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。

8 ケーブルスマホにおいては、第 27 条（利用中止）および第 28 条（利用停止）に定めるほか、ケーブルスマホの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

9 契約者は、当社が第 30 条（自営端末設備の接続）乃至第 37 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）に定める端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

10 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でケーブルスマホを利用しないこと。なお、別記 5 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本

項の義務違反があったものとみなします。

(端末設備等の持込み)

第 66 条 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を当社が指定した期日までに当社持ち込んでいただきます。

(1) 第 30 条（自営端末設備の接続）乃至第 33 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第 34 条（自営電気通信設備の接続）乃至第 37 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。

(2) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。

(3) その他当社が必要と認めるとき。

(個人情報)

第 67 条

当社は、法令および当社およびグループ局が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。

2 当社は、ケーブルスマホの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1) ケーブルスマホの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）

(2) ケーブルスマホレベルの維持向上を図るため、アンケート調査およびその分析を行うこと。

(3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。

(4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、ケーブルスマホの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

(法令に定める事項)

第 68 条 ケーブルスマホの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(専属的合意管轄裁判所)

第 69 条 ケーブルスマホ契約者と当社との間における一切の訴訟については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 70 条 この約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表 通則

(料金の計算方法など)

1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)、通話料(SMS送受信料含む。以下同じとします。)は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
2. 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通話料については、当社が別に定める期間を1の料金月として請求します。

(月額料金の日割り)

3. 当社は、料金表(別紙)に定める他、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。
(1) 第48条(基本使用料および付加機能利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
(2) 2の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
4. 3の月額料金の日割りは、料金月の日数により行います。この場合において、第48条(基本使用料および付加機能利用料の支払義務)に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
5. 4の第2号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金などの支払い)

7. ケーブルスマホ契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関、クレジットカードなどにおいてお支払いいただきます。

(料金の一括後払い)

8. 当社は、前項の規定にかかわらず、ケーブルスマホ契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

9. 当社は、料金、工事費に関する料金について、契約者の要請があったときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

10. この約款および料金表に定める料金額、工事費に関する料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。))に消費税相当額を加算した額とします。消費税相当額は、ケーブルスマホのご利用時点の税率に基づき計算します。
なお、この約款の規定により支払いを要することとなった料金に関する費用については、この料金表に定める税抜額に消費税相当額を加算した額(税込価格といいます。以下同じとします。)に基づき計算した額と異なる場合があります。
ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料
- (2) 国際電話に関する料金
- (3) 国際 SMS 送信に関する料金（通話料に限ります。）

（電子データによる請求額の通知）

11. 当社は、契約者回線に係るケーブルスマホの請求額を、当社が設置した情報蓄積装置（請求額に係る電子データを蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

12. 当社は、11 の情報蓄積装置に請求額に係る電子データを登録したことをもって、契約者に請求額を通知したものとみなします。

（料金などの減免）

13. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。

14. 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

15. 前2項に定めるほか、当社は、手続きに関する基本料金および工事費の額について、その態様等を勘案して、その額を減免して適用することがあります。

料金表 (別紙)

1. 適用

1-1 ケーブルスマホの品目

ケーブルスマホには以下に定める品目があります。

品目	内容
シングルプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルプランをご利用の場合、1 契約につき利用可能な回線数は 1 回線となります。 ・回線数と同数の SIM カードを利用することができます。 ・1 契約につき 1 ヶ月で利用可能な通信量が付与された基本クーポンを利用することができます。 ・データ通信機能のみの利用ができる「データプラン」と、データ通信機能に加え音声オプションの利用ができる「音声付きプラン」の 2 種類があります。
シェアプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアプランは 1 契約につき利用可能な回線数は最大 3 回線となります。 ・回線数と同数の SIM カードを利用することができます。 ・1 契約につき 1 ヶ月で利用可能な通信量が付与された基本クーポンを利用することができます。 ・月額通信料は回線数と同数の SIM カードで共有して使用できます。 ・データ通信機能のみの利用ができる「データプラン」と、データ通信機能に加え音声オプションの利用ができる「音声付きプラン」の 2 種類があります。 ・シェアプランの「音声付きプラン」はデータ通信機能のみの回線と音声オプションを追加した回線を自由に組み合わせてご利用できます。なお、音声オプションの回線数によって料金額は変動します。

品目	内容
データプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条 (サービスの種類) のサービス機能区分におけるデータ通信機能を提供します。 ・データプランはデータ通信専用のプランとなります。音声機能はご利用できません。 ・ご利用開始月の料金額は日割り計算となります。 ・毎月の初日に 1 ヶ月で利用可能な通信量 (以下、「月額通信量」といいます) が付与された基本クーポンが割り当てられます。 ・基本クーポンは割り当てを行った月の翌月末日まで有効となります。 ・ご利用開始月の基本クーポンに定めた月額通信量は、日割り計算の上割り当てられます。 ・SMS 機能のご利用を希望される方は別途 SMS オプションにお申し込みください。
音声付きプラン	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 条 (サービスの種類) のサービス機能区分における音声通話機能を提供します。 ・音声オプション回線数は、契約者が同時に契約している他のケーブルスマホの契約を含め、5 回線まで可能となります。 ・各データプランに、音声オプションの利用回線ごとに音声オプション料 700 円/月を加えた料金額となります。 ・ご利用開始月の音声オプション料は日割り計算となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の初日に1ヵ月で利用可能な通信量（以下、「月額通信量」といいます）が付与された基本クーポンが割り当てられます。 ・基本クーポンは割り当てを行った月の翌月末日まで有効となります。 ・ご利用開始月の基本クーポンに定めた月額通信量は、日割り計算の上割り当てられます。 ・音声付きプランは、基本使用料とは別にSMS送信料、音声通話料が従量で発生します。 ・音声付きプランは標準機能としてSMSオプションが提供されます。
--	--

※プランの変更（「シングルプラン」から「シェアプラン」への変更（もしくはその反対）ならびに「シングルプラン」における「データプラン」から「音声付きプラン」（もしくはその反対）への変更）は1ヵ月につき1度のみとなります。

品目	適用条件
インターネット接続加入者向け料金	・料金月の月末時点でグループ局のインターネット接続サービスに加入している契約者に適用する料金額

2. 料金額

1. 手続きに関する料金

1-1 初期費用

- ・ケーブルスマホの新規契約時に要する費用

項目	料金額（税抜）
登録手数料	3,000 円※1

※1 シェアプランは、1回線目のみ本費用が発生します。2, 3回線目は本項1-2 シェアプランの回線追加時のSIMカード追加費用が発生します。

1-2 その他の手続きに関する料金

- ・SIMカードに係る手続き時に要する費用

項目	料金額（税抜）
SIMカード再発行手数料	盗難・紛失時のSIMカード再発行 2,000 円
SIMカード変更手数料	SIMカードの形状変更、機能変更時のSIMカード変更 2,000 円
SIMカード追加手数料	シェアプランの回線追加時のSIMカード追加 2,000 円

1-3 契約解除料その他の手続きに係る料金

- ・最低利用期間内に解約した場合にお支払いいただく契約解除料

項目	料金額（税抜）
契約解除料	1,550 円×残月数 ※1
音声オプション解除料	700 円×残月数 ※2

※1 回線ごとの利用開始日の翌月から起算し24ヵ月以内に解約した場合の残月数

※2 音声オプションの利用開始日の翌月から起算し、12ヵ月以内に解約した場合の残月数

1-4 MNP 転出手数料

- ・MNP 転出時に係る費用

項目	料金額 (税抜)
MNP 転出手数料	3,000 円/回線

2.基本使用料

2-1 シングルプラン

2-1-1 データプラン

①：インターネット接続サービス加入者向け料金

基本クーポン	料金額 (税抜)
1GB	1,550 円/月
2GB	1,800 円/月
3GB	2,050 円/月
4GB	2,300 円/月
5GB	2,650 円/月
6GB	3,000 円/月
7GB	3,360 円/月

②：①以外の方向け料金

基本クーポン	料金額 (税抜)
1GB	1,750 円/月
2GB	2,070 円/月
3GB	2,770 円/月
4GB	2,930 円/月
5GB	3,090 円/月
6GB	3,660 円/月
7GB	4,230 円/月

2-1-2 音声付きプラン

①：インターネット接続サービス加入者向け料金

音声オプション回線数	基本クーポン	料金額 (税抜)
1 回線	1GB	2,250 円/月
	2GB	2,500 円/月
	3GB	2,750 円/月
	4GB	3,000 円/月
	5GB	3,350 円/月
	6GB	3,700 円/月
	7GB	4,060 円/月

②：①以外の方向け料金

音声オプション回線数	基本クーポン	料金額 (税抜)
1 回線	1GB	2,450 円/月
	2GB	2,770 円/月
	3GB	3,470 円/月
	4GB	3,630 円/月
	5GB	3,790 円/月
	6GB	4,360 円/月
	7GB	4,930 円/月

2-2 シェアプラン

2-2-1 データプラン

①：インターネット接続サービス加入者向け料金

基本クーポン	料金額 (税抜)
1GB	3,890 円/月
2GB	4,050 円/月
3GB	4,330 円/月
4GB	4,600 円/月
5GB	4,820 円/月
6GB	5,050 円/月
7GB	5,270 円/月

②：①以外の方向け料金

基本クーポン	料金額 (税抜)
1GB	4,570 円/月
2GB	4,870 円/月
3GB	5,170 円/月
4GB	5,450 円/月
5GB	5,910 円/月
6GB	6,200 円/月
7GB	6,900 円/月

2-2-2 音声付きプラン

①：インターネット接続サービス加入者向け料金

音声オプション回線数	基本クーポン	料金額 (税抜)
1 回線	1GB	4,590 円/月
	2GB	4,750 円/月
	3GB	5,030 円/月
	4GB	5,300 円/月
	5GB	5,520 円/月
	6GB	5,750 円/月
	7GB	5,970 円/月
2 回線	1GB	5,290 円/月
	2GB	5,450 円/月
	3GB	5,730 円/月
	4GB	6,000 円/月
	5GB	6,220 円/月
	6GB	6,450 円/月
	7GB	6,670 円/月
3 回線	1GB	5,990 円/月
	2GB	6,150 円/月
	3GB	6,430 円/月
	4GB	6,700 円/月
	5GB	6,920 円/月
	6GB	7,150 円/月

	7GB	7,370 円/月
--	-----	-----------

②：①以外の方向け料金

音声オプション回線数	基本クーポン	料金額 (税抜)
1 回線	1GB	5,270 円/月
	2GB	5,570 円/月
	3GB	5,870 円/月
	4GB	6,150 円/月
	5GB	6,610 円/月
	6GB	6,900 円/月
	7GB	7,600 円/月
2 回線	1GB	5,970 円/月
	2GB	6,270 円/月
	3GB	6,570 円/月
	4GB	6,850 円/月
	5GB	7,310 円/月
	6GB	7,600 円/月
	7GB	8,300 円/月
3 回線	1GB	6,670 円/月
	2GB	6,970 円/月
	3GB	7,270 円/月
	4GB	7,550 円/月
	5GB	8,010 円/月
	6GB	8,300 円/月
	7GB	9,000 円/月

3. オプション機能

- ・ケーブルスマホで利用可能となるオプション機能は以下の通りとなります。
- ・データプラン、音声付きプランによって利用可能となるオプション機能が異なります。
- ・オプション機能には、プラン別に標準機能と付加機能（有料：別途申し込みが必要となります）があります。
- ・契約者の回線ごとに付加機能を追加することが可能です。

3-1 オプション機能

機能名	内容
追加クーポン	1 ヶ月で利用可能できる通信量の容量を追加することができます。 <備考> 1. 毎月の追加クーポン利用数の上限はございません。 2. 1 回のお申込みで 3GB まで購入できます。 3. 追加クーポンの有効期限は購入月の翌月から 3 ヶ月 後の末日となります。 4. 追加クーポンは有効期限が短いクーポンから利用します。
SMS オプション	・第 5 条（サービスの種類）のサービス機能区分における SMS 機能を提供します。 ・宛先に電話番号を利用し、携帯電話同士で簡単なテキストメッセージを送受信できます。 <備考> 1. データプランに SMS オプションを付加した場合、海外で送受信する事はでき

	<p>ません。</p> <p>2.送信文字数および送信地域によって料金が異なります。</p> <p>3.月額料金とは別にSMS 送信料が従量制にて発生します。</p> <p>4..お客様の端末またはアプリによっては全角最大 670 文字（半角英数字のみの場合は 1,530 文字）までの文字メッセージを送受信できます。</p> <p>5.全角 71 文字（半角英数字のみの場合は 161 文字）以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。</p> <p>6.1 日に送信できるメッセージは、全角 70 文字（半角英数字のみの場合は 160 文字）以内の場合 200 回未満となります。</p>
転送電話	<p>ご利用中の電話番号にかかってきた電話を設定した電話番号へ転送することができます。</p> <p><備考></p> <p>1.各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。</p> <p>2.転送先への通話料は、転送電話をご利用のお客様にかかります。</p>
遠隔操作	他の電話機から遠隔操作で転送電話の設定を行います。
迷惑電話 ストップサービス	<p>着信拒否を行いたい番号の設定を行うことができます。</p> <p><備考></p> <p>1.各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。</p>
国際ローミング	<p>海外渡航時に、海外→海外、海外→日本へ電話をすることができます。</p> <p><備考></p> <p>1.国際ローミングの利用停止目安額は 50,000 円/月となります。</p> <p>2.国際ローミングご利用の際、着信時には着信料が発生します。</p> <p>3.国際ローミング利用時はデータ通信が出来ません。</p> <p>4.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。</p> <p>5.サービスエリアはドコモが定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款において定められたものに準ずるものとします。</p>
国際電話	<p>日本国内から海外へ電話をすることができます。</p> <p><備考></p> <p>1.国際電話の利用停止目安額は 20,000 円/月となります。金額の変更はできません。</p> <p>2.仕様上、1 の限度額を超過してもただちに利用制限されない場合があります。その際の減免対応は行いません。</p> <p>3.国際ローミング利用時はデータ通信は出来ません。</p> <p>4.国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。</p>

3-2 プラン別の利用可能となるオプション機能

機能名	データプラン	音声付きプラン
追加クーポン	○(付加機能)	○(付加機能)
SMS オプション	○(付加機能)	●(標準機能)
転送電話	×	●(標準機能)
遠隔操作	×	●(標準機能)
迷惑電話ストップサービス	×	●(標準機能)
国際ローミング	×	●(標準機能)
国際電話	×	●(標準機能)

3-3 付加機能利用料

項目	料金額 (税抜)
追加クーポン	200 円/100MB
SMS オプション料※1	150 円/月

※1 利用開始月の SMS オプション料は無料となります。

4. 通話料

4-1 国内通話料

項目	料金額 (税抜)
通話料 (国内)	20 円/30 秒
デジタル通信料	ドコモが定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額
テレビ電話通信料	

4-2 国際電話に係る通話料

項目	料金額 (税抜)
通話料 (国際)	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額 (消費税相当額は加算されません)

4-3 国際ローミングに係る通話料

項目	料金額
国際ローミング利用料	ドコモが定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 (消費税相当額は加算されません)

※1 海外への送信時は、消費税相当額は加算されません。

5 SMS 送受信料

5-1 SMS 送信料

5-1-1 利用地域 (国内)

項目	料金額	
	国内への送信※1	海外への送信※2
送信文字数		
1～70 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	3 円	50 円
71～134 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	6 円	100 円
135～201 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	9 円	150 円
202～268 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	12 円	200 円
269～335 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	15 円	250 円
336～402 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	18 円	300 円
403～469 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	21 円	350 円
470～536 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	24 円	400 円
537～603 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	27 円	450 円
604～670 文字 (半角英数字のみの場合 1～160 文字)	30 円	500 円

※1 国内への送信時の料金額は税抜価格

※2 海外への送信時は、消費税相当額は加算されません。

5-1-2 利用地域 (海外)

項目	料金額
海外からの送信	1 通あたり 100 円 (消費税相当額は加算されません)

5-2 SMS 受信料

項目	料金額
受信料	0 円

6.ユニバーサルサービス料

項目	料金額
ユニバーサルサービス料 ※1	2 円/月

※1 ユニバーサルサービス料は回線ごとに発生します。

※2 利用開始月のユニバーサルサービス料は無料となります。

7.工事費

項目	料金額
工事費	別に算定する実費とします

※記載の金額は、全て税抜表示です。

別記

1 サービス区域

ケーブルスマホのサービス区域は、ドコモが定める FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款におけるサービス提供区域において行うことができるものとします。

2 CNCI グループ会社

株式会社キャッチネットワーク
知多メディアネットワーク株式会社
中部ケーブルネットワーク株式会社
ひまわりネットワーク株式会社
おりべネットワーク株式会社
株式会社ケーブルテレビ可児
シーシーエヌ株式会社
三河湾ネットワーク株式会社
スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
グリーンシティケーブルテレビ株式会社

3 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

4 新聞社などの基準

区分	基準
新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。
通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 ケーブルスマホの利用における禁止行為

契約者は、ケーブルスマホを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、財産権、プライバシー又は肖像権その他権利を侵害する行為
- (2) 他人を誹謗中傷し、又は名誉、信用を毀損する行為
- (3) 他人への詐欺又は脅迫行為
- (4) 他人に不利益を与える行為
- (5) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘

する行為、または悪質な連鎖販売取引など)

(9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為

(10) 不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為

(11) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすましてケーブルスマホを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）

(12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為

(13) 他人の設備、当社の業務の運営または第三者によるケーブルスマホの利用に支障を与える行為

(14) 法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言等）

(15) 他の契約者の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、当社又は第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為

(16) その他当社が不相当と判断した行為

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成27年2月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成27年4月15日から実施します。